

広告等に関する指針の改正案に対する意見及び事務局対応案

別紙 2

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
全般				
1	施行時期 および経過措置	【確認事項】 改正指針施行にあたり経過措置（施行前に作成している販売用資料の継続使用等）は今回設けられるのかどうか確認したい。 【理由・背景等】 施行前に作成している販売用資料について、本改正指針施行日以後、一切の使用が認められないのであれば、一斉切り替え等の対応準備を進めておく必要があるため。	・ 今回の改正において、必要表示事項とされているものは専ら金商法等で規定されている事項又は協会の規則・協会員通知で定められている事項であり、既に広告等において対応済みであると考えられ、経過措置は不要であるとする。 ・ また、表示することが望ましい事項についても、現行指針と大きく変わるものではないこと及びあくまでも「望ましい事項」であることから、経過措置は不要であるとする。 ・ 以上より、改正指針施行に当たり経過措置を設ける予定はない。	引き続き、検討を行うこととなった。
2	見出し	Ⅳ、Ⅴでは「必要表示事項」となっていますが、Ⅵでは「必要表示項目」との表記になっています。 「事項」と「項目」で意図して区分してい	○修正する。 ・ 「必要表示事項」にあわせる。	同左。

		るのでなければ、統一された方がよろしい のではないのでしょうか。		
--	--	---	--	--

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
Ⅲ. 債券				
1. 新発債における広告等				
1	26 ページ (1) 必要表示事項	「新発債又は国内において募集又は売出し（いわゆるプライマリー、期間を定めて行うものに限る）が行われる債券」を、「新発債（国内において募集又は売出し（いわゆるプライマリー、期間を定めて行うものに限る）が行われる債券をいう）」に修正してはどうか。 （理由・背景等） 私募債の定義は別途されており、私募債以外の新発債は国内において募集又は売出しが行われる債券に限定されるため、新発債と国内において募集又は売出しを並列に記載する必要はないため。	・当該部分については、表題の表現と本文の内容が一致していない又は表現が分かりにくい面があると考える。 そこで、次のとおり修正する ・表題の「1. 新発債における広告等」を「1. 新発債等における広告等」に修正する。 ・本文中「新発債又は国内において募集又は売出し（いわゆるプライマリー、期間を定めて行うものに限る）」が行われる債券」を「新発債等の国内において募集又は売出し（期間を定めて行うものに限る）が行われる債券」に修正する。 ・株式（1 ページ）についても同様の修正を行う。	同左。
2	27 ページ (3) 具体的な留意事項	「無登録信用格付業者に関する事項」と「特定関係法人に関する事項」の記載項目を分割して表示したほうが良いと考える。	・現行どおりとする。 法 38 条 3 号の下位規定として業等府令 116 条の 3 があり、両者は一体の規	同左。

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
	③格付及び 自社又は第 三者による 評価又は分 析 ロ.	(理由・背景等) 無登録信用格付業者に関する事項と特定関係法人に関する事項は、金商法第 38 条第 3 号と金商業等府令第 116 条の 3 に各々に規定されており、内容も異なるため。	制体系にある。 また、無登録格付については、いわゆるグループ指定のものに限り利用されていることから、現行の記述で問題ないとする。	
3	27 ページ (3) 具体的 な留意事項 ③格付及び 自社又は第 三者による 評価又は分 析 ロ.	「よって、信用格付業者と同一グループに属し、いわゆる「グループ指定制度」の適用を受けた無登録業者（以下「特定関係法人」という。）が付与した信用格付を表示するような場合には、以下の法定告知事項を表示することが望ましい。」に、「なお、以下の法定告知事項を表示した書面を別途交付している場合は、当該表示に替えて「交付した書面の内容をご確認ください。」をすることも可能である。」と追記していただきたい。 (理由・背景等) 無登録格付けを用いて勧誘する場合に法定告知事項を説明しなければならないとされているが、法定告知事項を記載した書面を交付したうえで、「書面の内容をご確認ください」と伝えることで、法定事項を説明したこととしてよいとの見解が金融庁より出されている。したが	・現行どおりとする。 ご意見のとおり、法定告知事項を表示した書面を別途交付している場合、「交付した書面の内容をご確認ください。」と表示することは問題ないとする。しかし、指針案は「法定告知事項を表示することが望ましい」としているものであり、ご意見のような表示を排除する趣旨ではないので、現行どおりで問題ないとする。	同左。

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		って、法定告知事項を表示した書面を別途交付している場合は、当該表示に替えて「交付した書面の内容をご確認ください」と記載することとしても問題ないとする。		
4	28 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑤利回りに関する表示	ディスカウント債、ゼロクーポン債、ストリップス債等を複利表示する場合でも残存1年以下（1年ちょうどを含む）となった場合は、単利表示すべきとの理解でよいか。	・一般的には単利表示されると理解している。	同左。
5	28 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑤利回りに関する表示	現在取引されているディスカウント債、ゼロクーポン債、ストリップス債等は外国債券であるが、利付債は国内債券と外国債券の両方が存在する。利付債の利回り表示は、複利・単利のどちらで表示すべきか確認したい。 (理由・背景等) 外国債券は市場慣習として複利利回りで売買が行われるが、一方、国内債券は単利利回りで売買される。国内で投資家に条件提示を行う場合も市場慣習どおりでよいか。例えば、米国債を国内の機関投資家等と売買する場合、単利で条件提示することは馴染まないと思われるため。また、ブルムバーグ等の情報端末も外国債	・市場慣行に従い、国内債券について単利回りを表示すること、外国債券について複利利回りを表示することは問題ないとする。その場合、単利・複利の別が明記されると考える。 ただし、現在取引されているディスカウント債、ゼロクーポン債、ストリップス債等の外国債券と同様の性質を有する国内債券が将来発行され、当該債券の広告等を行う場合には複利利回りによる表示が適切であると考えられる。	同左。

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
		券については複利で利回りを算定している。		
2. 既発債における広告等				
6	31 ページ (1) ①、②	①②自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨を表示する。また参考価格（時価）を表示する場合には、○月○日現在の自社における価格である旨、及び当該価格での約定を約束するものではない旨を表示する。 指針には、・・・販売条件の表示の際、又、参考価格（時価）・・・と記載してあるが、例えば、販売条件（複利利回り等）と参考時価等、複数の表示を行う場合、広告物全体として、○月○日現在の自社の条件と、表示することでは足りず、表示ごとにそれぞれ個別に『○月○日現在の自社の条件』と表示しなければならないとの意味か。	・販売条件であるか又は参考価格であるかが広告等において明らかにされており、かつ、販売条件の基準日及び参考価格の基準日がそれぞれ明らかにされているならば問題ないとする。	同左。

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
IV. 投資信託及び外国投資信託				
1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項				
1	46 ページ	販売用資料の定義について →金商法上の貼り紙については、例外を設けるべきではないか 【理由・背景等】 ここでいう販売用資料に、テレビCMやポスターも含むことになると、新たに、手数料などを記載する必要があるが、法令上、求められていないにも関わらず、一般の広告物と同様の記載が必要になるのか。過剰な規制ではないか。	○原案どおりとする。 ・テレビCMや壁面に貼り付けたポスター等の場合の表示事項は、「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」として、第1部の法令諸規則の概要で記載されており、そこでは手数料の記載は求められていない。	同左。
2	46 ページ (1)必要表示事項 ①	スイッチング手数料の記載方法 【理由・背景等】 スイッチング手数料は、通常、購入手数料に含まれる概念であり、その記載方法については、各社に委ねられるべきであり、指針上、記載を義務付ける必要はないのではないか。	○原案どおりとする。 ・スイッチング手数料においては、平成9年8月14日付協会員通知「外貨建債券等の売買取引等に関する不適正な投資勧誘について」において、「顧客に対し、商品の基本的な性格、特徴を理解させていないことから、スイッチングを利用できるにもかかわらず利用しない事例が多い。なかには、営業員の自己の営業成績向上が目的といわざるを得ないような事例として、営業員が意図的にその説	同左。

			明を回避している事例や、営業員にスイッチング機能の認識がない場合があるが、こうした勧誘は少なくとも誤認勧誘に当たるおそれがあるほか、<u>ケースによっては虚偽表示に当たる可能性もある。</u>」とされている。 ・広告等にスイッチング手数料を記載しないことが直ちに上記の場合に該当するとは限らないが、不適正な勧誘行為を招かないようにするためにも、なにより投資者に正確な商品性を知らしめるためにも、スイッチング手数料の記載は必要であるとする。	
3	46 ページ (1) 必要表示事項 ②	「※通貨選択型投資信託の場合は、円建ての場合であっても、為替リスクに関する表示が必要となる。」の部分だが、通貨選択型に限定する必要はなく、「外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言を記載する。」を、「投資対象が外国商品であり、為替ヘッジをしていない場合は、為替リスクに関する文言を記載する。」とした方がよいのではないか。 【理由・背景等】 海外資産に投資する円建てファンドは、為替ヘッジをしていなければ、為替通貨選択	○検討する。 ・「投資対象が外国商品」であるファンドはおそらく限定できないと考える。 ・通貨選択型の※書きの後に「(通貨選択型に限らず、主たる投資対象が外国商品であり、為替変動の影響が直接ファンドの基準価格に反映されると考えられる場合は同様の対応を行う)」と記載してはどうか。	「広告等に関する指針（平成 23 年 10 月 3 日付）」の 46 頁に記載されている通貨選択型投資信託に係る※書き「※通貨選択型投資信託の場合は、円建ての場合であっても、為替リスクに関する表示が必要となる。」の後に、左記の「(通貨選択型に限らず、主たる投資対象が外国商品であり、為替変動の影響が直接ファンドの基準価格に反映されると考えられる場合は同様の対応を行う)」旨を追記することとなった。

		型でなくても為替リスクがあるため。		
4	46 ページ (2)表示することが望ましい事項 ①	以下の文章を追加できないか。 ※複数商品名を記載した取扱い投資信託一覧など個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）における費用の記載については、「ご案内の商品は、銘柄ごとに設定された購入又は換金手数料（スイッチング手数料を含む）および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費をご負担いただく場合があります。」などが考えられる。 【理由・背景等】 リスクと同様に費用についても、個別商品の詳細説明が無い場合の事例を記載して欲しい。 「金融商品取引法における広告等規制について＜第4版＞」のQ13において、セミナーの案内文におけるリスク・費用について記載されているが、一般の資料における記載についても同様の対応でいいことを確認したい。	○検討する（賛同者が多ければ追記する）。 ・ただし、追記する場合でも、投信のみの複数記載であれば左記記載例では足りず、最大手数料率の記載が必要であると考ええる。 ＊左記記載例は、広告Q&Aでセミナー広告について株式料率を記載する場合のものであり、投信のみの場合の記載例ではない。 事務局より改めて修正案を提示することとなった。	左記の追加記載案「※複数商品名を記載した…場合があります。」を広告等に関する指針に追加することとなった。併せて、当該記載案の文中に、本ケースにおいては取り扱う投資信託の最大手数料率の記載が必要である旨を追記することとなった。
5	50 ページ (3)具体的な留意事項 ⑬毎月分	【確認事項】 隔月分配型投資信託も対象になるのかどうかを確認したい。 【理由・背景等】 9月9日に公表された投信協会「交付目論	・「⑬毎月分配型投資信託・通貨選択型投信の表示」は、平成23年7月22日付協会会員通知「投資信託の販売・勧誘時における説明態勢について」を受けたものであり、その対象も当該協会会員通知の対象	同左。

	配型投資 信託・通貨 選択型投 信の表示	見書の作成に関する規則改正案」によれば、毎月分配型投資信託だけでなく隔月分配型投資信託についても分配金の説明に関する表示の対象となっているため。	である「毎月分配型」及び「通貨選択型投信」となる。	
6	50 ページ (3) 具体的 な留意事 項 ⑬毎月分 配型投資 信託・通貨 選択型投 信の表示	①毎月分配型に加え、隔月分配型も対象にする。 ②「通貨選択型」の定義を、「通貨選択型投資信託（投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益（為替ヘッジプレミアム及び為替差益）を追求する投資信託）及び単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託とする。」と明確にする。 【理由・背景等】 別途、投信協会にて「交付目論見書の作成に関する規則・細則」の一部改正が議論されていると思いますが、それと平仄を合わせる必要があると考えます。	・ 同上	同上。
7	50 ページ (3) 具体的 な留意事 項 ⑬毎月分	「毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示」のイ、およびロにおける「…、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示	○原案どおりとする。 ・「図・表・グラフ等を用いる等」できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること」とあり、意見にあるように、表示する場合は図・表・グラフを用いるこ	同左。

	配型投資 信託・通貨 選択型投 信の表示 イ、ロ	となるよう留意すること。」の表現の見直しを望みます。 【理由・背景等】 指針案の表現であれば、表示する場合は、図・表・グラフを用いることが必須と読めます。商品リーフレット等の紙幅に限りがある媒体あつては文言のみでも可能となる対応を望みます。 たとえば「…、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、<u>可能であれば図・表・グラフ等を用いる等</u>できる限りわかりやすい表示となる<u>ことが望まれる。</u>」 参考までに、文言のみの例として、イについては指針案の三項目そのままに、またロについては以下のように想定しています。 ・運用の仕組みについては、 「通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替ヘッジの対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。」 ・収益又は損失の関係については 「ファンドにおける収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。1.アジアの	とが必須であることを意味するものではない。	
--	---	---	------------------------------	--

		ハイ・イールド債券の利子収入、値上がり/値下がり 2.為替ヘッジプレミアム/コスト 3.為替差益/差損」		
8	50 ページ (3) 具体的な留意事項 ⑬毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示 ハ. 販売手数料に関する表示	毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料に関する表示を行う場合は、当該広告等の記載内容に応じて、手数料率の表示にとどまらず、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことが望ましい。 【意見】 投資信託協会通知「毎月分配型」及び「通貨選択型」の目論見書への記載に関する留意点について」（投信協（業G）23第14号平成23年7月21日）において【③ 手数料の記載について 手数料（購入時の手数料、信託報酬（トータルの数字）、解約時の手数料、信託財産留保額）は、赤字や下線など目立つように工夫して記載すること。】とあります。 これを受けて当社においては、各委託会社に依頼し販売用資料にも上記対応（赤字や下線の表示）を始めました。 左記の内容が指針に盛り込まれた場合には、望ましい事項ではありますが、委託会社に再度、新たな対応をお願いすることになる	○検討する。 - 平成23年7月22日付協会員通知「投資信託の販売・勧誘時における説明態勢について」において、毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料については、目論見書補完書面等において、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことを求めている。 この趣旨は、広告等にも当てはまるものであり、原案どおりの記載が妥当であると考えます。 - もっとも、広告等の記載スペースの問題や購入までに必ず目論見書＋補完書面が交付されることから、ここまで求める必要はないとの考え方もありうる。	原案どおりの記載とすることとなった。

		とを考えます。 しかし、現在当社では、①口数指定で購入し、手数料率の判定は、購入口数に応じるファンド、②金額指定で購入し、手数料率の判定は、手数料込みの購入代金に応じるファンド、③金額指定で購入し、手数料率の判定は、手数料を除く購入金額に応じるファンド、④口数指定、金額指定の購入が可能で、手数料率の判定は、手数料込みの購入代金に応じるファンド、⑤口数指定、金額指定の購入が可能で、手数料率の判定は、購入口数に応じるファンド、⑥口数指定で購入し、手数料率は一律のファンド、⑦金額指定で購入し、手数料率は一律のファンド、と手数料の徴収方法は多岐に亘るため、左記の事項を各委託会社に依頼し、当社取扱いファンドに対して個別対応してもらうことは大変困難かと考えます。 当社以外でも左記規定に対応することが困難な協会員は多いものと思われ、左記規定は望ましい事項ではありますが、委託会社及び各協会員が現状対応している上記投信協会の通知内容と同等のレベルが妥当かと考えますので再検討をお願い致します。		
9	50 ページ	販売手数料に関する表示	・ 同上	同上。

	(3) 具体的な留意事項 ⑬毎月分配型投資信託・通貨選択型投資信の表示ハ	→当指針での規定は不要ではないか 【理由・背景等】 先般の日本証券業協会からの通知によって、当該箇所は、契約締結前交付書面の記載事項となっている。投資家は、投資信託を買う前に、必ずその内容を確認する仕組みとなっているから、販売用資料でその内容を重複して、記載することを指針上、掲載する必要がないのではないか。特に、投資信託の販売用資料は、委託会社が作成した場合、複数の販売会社で同一のものを使用することになり、物理的に不可能なケースが想定される。		
2. 販売用資料の使用に当たっての留意事項				
10	51 ページ (5) 毎月分配型・通貨選択型投資信託に関する説明資料の使用	【確認事項】 店頭ポスターにおいても、毎月分配型・通貨選択型投資信託に関する図、表、グラフ等を必ず表示しなければならないか確認したい。 【理由・背景等】 店頭ポスターは紙面構成上、すべて網羅することが難しい為。	・店頭ポスターにおいても、毎月分配型投資信託の分配金に関する説明をセールスポイントとして表示する場合や通貨選択型の収益の説明を表示する場合には、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意する必要がある。 上記以外の場合には、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意することは求められないと考える。	同左。

11	51 ページ (5) 毎月分 配型・通貨 選択型投 資信託に 関する説 明資料の 使用	【確認事項】 「～他の資料に組み込んで使用する、又は記載内容を追加して使用する場合は、広告等となる場合があることに留意する。」とあるが、他の資料に組み込んで使用する場合、他の資料が必要事項の表示をみたましている場合は、一体とした広告表示として必要事項の表示がなされている、とみなしてもらえるのか。	・他の資料に組み込んで一体として利用する場合には、他の資料が必要事項の表示をみたましていれば、必要事項の表示がなされているものと考えられる。	同左。
----	--	--	---	-----

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
V. ETF（上場投資信託）、ETN（指標連動証券）、REIT（上場不動産投資証券） 1. 総論 及び 2. ETF（上場投資信託）及び ETN（指数連動証券）の表示項目				
1	52 ページ	ETF（上場投資信託）及び ETN（指標連動証券）並びに REIT（上場不動産投資証券）の表記の見直しを望みます。 【理由・背景等】 総論において一度完全表記した後は、簡略化して ETF、ETN、REIT と統一する方が読みやすいと思います。 なお、これに関連して 2.（1）①※における「ETF（債券を裏づけ資産とするもの）」	○ワーキングに諮り決定することとした。	寄せられた意見のとおり修正することになった。

		は「ETFのうち債券を裏づけ資産とするもの」として、()を外してはいかがでしょうか。		
2. ETF（上場投資信託）及びETN（指数連動証券）の表示項目				
2	52 ページ (1) 必要表示事項 ①	「法定記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載には ・ 当該ETF 又はETN 自身の価格変動リスクに関する文言」および「※価格変動リスクについては当該 ETF 又は ETN 自身の価格変動に加え、連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載することが望ましい。」について、1) 整理上妥当か、2) 指針案が妥当だとしても表記上の工夫を望みます。 【理由・背景等】 1) ETF 又はETN（以下、ETF 等）にあつては、法定記載事項の「価格変動リスク」とは、自身の価格変動とともに、連動する指数等の変動によるリスクの両方が該当するものと考えます。したがって、後者も必要記載事項とすることが妥当だと思います。これを欠いた記載は、例えていうなら、株価は主に個別企業の業績（内部要因）と需給（外部要因）で決まるのに対して、ETF 価格は、連動する指数等の変動（内部要因）を無視して需給（外部要因）だけで決まるのだ、というのに等しいと思います。ETF	○原案どおりとする。 ・意見の趣旨は理解するが、すべてのETN等の原資産 の変動が金商法上求められる指数の変動に該当するまでは言えないと考えており、指針において「必要表示事項」とすることは難しいと考える。 ・他のワーキングメンバーから同様の指摘はなく、原案どおりで支障なきものと考ええる。	同左。

		の価格変動に与える影響度は「自身の価格変動<連動する指数等の変動」であることから、後者が必要記載事項でないことの違和感は大きいものがあります。 2) 指針案が妥当だとしても、この文章表記は丁寧に読まないで指針案の意図が理解され難いと思います。つまり、前文にある「指標変動」をETF等が連動する指数のものと早とちりする可能性は高く（これはETF等特有のもの）、その場合「自身の価格変動」とは単に連動する指数等の変動による価格変動のものと解釈するでしょう。そして、早とちり者は後文にある※部分で再度同じことを望まれることで混乱します。 たとえば、「・ 当該ETF又はETN自身の価格変動リスクに関する文言」は、「・ 取引所で売買される当該ETF又はETN自身の価格変動リスクに関する文言」(適切な例とはいえませんが)等、より具体的にしてください。		
3	53 ページ (3)利回り表示	ETF の利回り表示には問題があるため表示を許すべきでないと考えます。 【理由・背景等】 ETF は収益調整金勘定が認められていません（この点が投信とは異なります）。また	○ワーキングに諮り決定することとした。 ※現在の使用状況を鑑みると、ETFの利回り表示を禁止することは難しいとも考えられる。	原案どおりの記載とすることとなった。

		ETF は設定・交換（解約）が頻繁に行われており、総口数が常に変動します（この点が株式、REIT とは異なります）。 仮に日経 225 連動 ETF を例に挙げれば、同 ETF の決算期毎の総口数が同一でないため、分配に関する他の要素が同じであっても、一口あたり分配金は異なることになります。この結果、分配利回りは時系列で比較しても全く意味のない数値となります。また同系 ETF 間で比較しても意味がないのも同じ理由です。		
--	--	---	--	--

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
VI. 店頭デリバティブ取引				
	—			

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
VII. 店舗の新設・営業の案内等				

4. 会社説明会に関する表示等				
1	3 ページ	店頭の新設・営業の案内等 3 ページの 4. において「機関投資家」とは金商法の「適格機関投資家」を示すのであれば「適格機関投資家」に表記を変更すべきと思われます。	○ 4. ②の記述をすべて削除する。 ・機関投資家（特定投資家）に対する広告等については、金商法 37 条の適用はないこと、及びアナリスト向けの説明会のように金融商品取引業の内容でないものについては広告等に当たらないことは、第 1 部法令諸規則の概要において記載されており、「4. 会社説明会に関する表示等」において記載する必要はないと考えられる。	同左。

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
（参考）墓石広告 10. 使用媒体等				
1	6 ページ 10. 使用媒体等	【確認事項】 店頭ポスター等は、特例として墓石広告としての取扱にできないか確認したい。 【理由・背景等】 店頭ポスターは紙面構成上、すべて網羅することが難しい為。	・現行の金商法上に墓石広告の概念はないことから、墓石広告として取り扱うべきではないと考える。 なお、壁面に貼り付けたポスター等の場合の表示事項は、「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」として、必要表示事項が記載されている。	同左。

--	--	--	--	--

	該当ページ 及び 項目など	追加・修正の検討事項	対応案	検討結果 ※会議後に追加
付録 景品類の提供に関する留意事項 5. キャッシュバックについて				
1	5 ページ	「割り戻した金銭の使途を制限する場合」とは参考としてどのような事例を言うこととなるのでしょうか。	・例えば、割り戻した金銭をもって口座管理料に充当することとしている場合がこれに当たると考えられる。	同左。
2	5 ページ	「(景品として行うのであれば、「現金(図書カード等) プレゼント」等) の表示をする」とは、割り戻した金銭の使途と結びつく内容となるのでしょうか。	・割り戻しとは無関係である。 最近、単純な現金(金券を含む) プレゼントを「キャッシュバック」と表示する事例が散見されているため、注意喚起したものである。	同左。

以 上